

企画提案書の評価基準

1. 趣旨

「令和8年度（2026年度）江戸街道・広域エリア情報発信・プロモーション事業『SNS 広告事業』

（以下、「本事業」という）に係る企画提案書の内容は、下記の評価項目ごとにその評価基準に基づき点数に置き換えて評価する。

《評価項目、評価基準及び配点》

評価項目	評価基準	配点
業務内容の理解度	(1) 事業目的を的確に把握し、目的実現のための手法等を提案しているか (2) 当機構の要請する内容を満たしているか	10
業務内容の独創性	(1) 提案された手法・メニューに独創性はあるか (2) 提案された手法・メニューにより十分な効果が見込まれるか	10
提案内容の的確性	(1) 提案された手法・メニューは実施可能な内容となっているか (2) 提案された手法・メニューの予算規模・経費見積は妥当か	10
業務執行の確実性	(1) 事業の実施スケジュールは妥当か (2) 事業を安定的に遂行するための実施体制が整えられているか	10

2. 評価方法

- (1) 各評価者が、前項の評価項目・基準に従い企画提案書の内容を審査し、評価項目ごとに表内の配点の範囲内で点数を付す。
- (2) 各評価者による評価の総合計点（40点）の平均が24点以上且つ総合計点が最上位のものについて、本事業に係る企画競争を経た上で随意契約を締結する受託事業者として特定する。
- (3) 上記(2)の結果、最上位の評価となるものが複数となった場合は、一般社団法人 関東広域観光機構 企画競争実施要領第3項に基づき、企画競争委員会の委員長が決する。